

議会運営委員会 送付2-8

政務活動費を不正取得した議員に対する調査、公開説明会と  
議員辞職・公民権停止勧告

受付年月日 令和2年7月27日

陳情者 提出者 1名

# 陳情書

令和2年7月27日

千代田区議会議長 小林たかや 殿

件名 政務活動費を不正取得した議員に対する調査、公開説明会と議員辞職・公民権停止勧告

〒

## 理由

平成25年に始まった住民訴訟は(原告は[REDACTED]、平成31年5月16日に全ての会派の分が結審した。判決で返金命令がでた金額は、対象の議員より自主返還されたが、そのことは区民に公表することも議会で議論することも一切なく、行政もどのように会計処理をしたのかも公表なされなかった。さらに係争中にもかかわらず自民党会派の早尾議員らは同じような手口(政務活動費収支報告書の交通費に虚偽内容で公文書を作成し行使した)で、平成27年度も虚偽タクシー降車地を公文書に記載し、不正取得していたため、麹町警察へ告発もされた。こうした議員の行為は刑法156条虚偽公文書作成・同行使に該当する上、区政への信頼をゆるがせる由々しき事態である。

住民訴訟「東京地方裁判所平成28年(行ウ)第222号」の判決で本国会派のタクシー代計218件について「悪意で不当取得している」詐欺罪相当と、断罪されたにもかかわらず、続けられていた不正取得の全貌を明らかにするために、議会として調査をし、虚偽記載当事者の公開説明会を開催してほしい。また富山県議会をはじめとする他議会では、政務活動費の不正取得をしていた議員は、自ら全員辞職している。千代田区でもはじめをつけ、一度議員辞職をして区民からあらたに審判を受けるべきである。議会として当該会派の議員に議員辞職・公民権停止を勧告してほしい。

## 添付書類

- ①平成23年度政務活動費について返還を求める住民訴訟「東京地方裁判所平成28年(行ウ)第222号」判決文抜粋
- ②平成23年度政務活動費交通費タクシー代 検証一覧(裁判で原告側の証拠として提出されたもの)(自民党新しい千代田会派 林議員、早尾議員、河合議員、高澤議員)
- ③麹町警察に告発された平成27年度政務活動費交通費タクシー代検証 早尾議員

